



甲 建 水 第 237 号
令 和 2 年 9 月 18 日

総 務 大 臣 武 田 良 太 殿

滋 賀 県 犬 上 郡 甲 良 町 長 野 瀬 喜 久 夫



地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 20 条第 2 項に基づく報告書

本町は、下記の理由により地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 20 条第 1 項に規定する場合に該当し、経営健全化計画を定めないこととしたので、同条第 2 項の規定により、報告します。

記

第 1 資金不足比率の状況

(単位: %)

年度	当該年度の前年度 (平成 30 年度)	当該年度 (令和元年度)	当該年度の翌年度 (令和 2 年度)
資金不足比率			
資金不足比率 (下水道事業特別会計)	—	44.1	—

- 備考 1 特別会計の名称を括弧内に記載すること。
2 必要に応じて「資金不足比率」欄を追加すること。

第 2. 令第 20 条第 1 項に規定する場合に該当すると判断した理由

下水道事業特別会計では、令和 2 年度の公営企業会計への移行に伴い、本来、令和 2 年 3 月末日までに繰入を行うべき一般会計繰入金等が未収入となったことから赤字が生じた。

したがって、令和元年度は、決算処理上、一時的に資金不足が生じたものであり、令和 2 年度決算においては、資金不足比率が経営健全化基準未満(資金不足額なし)となることが確実であると判断し、経営健全化計画を定めないこととする。